

山梨県公報

第三十九号

令和元年

十月三日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(二件).....	三〇七
○道路の供用開始.....	三〇七
○建築基準法に基づく道路位置指定.....	三〇八
○特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	三〇八
○大規模小売店舗の名称等の変更の届出.....	三〇九
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出.....	三〇九
○大規模小売店舗の店舗面積の合計等の変更の届出.....	三〇九
○土地改良区役員の就任.....	三一一
○落札者の決定について.....	三一一
○令和元年九月十九日付号外第二十四号中.....	三一一

告示

山梨県告示第百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和元年十月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十月三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区	間	
	旧別	新
笛吹市石和町八田字塚之越笛吹川右岸堤防地先から 笛吹市石和町川中島字宮ノ東笛吹川右岸堤防地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
	二・〇 二・〇	二・〇 二・〇
	延長 (メートル)	延長 (メートル)
	二三八・一	二六六・九

山梨県告示第百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和元年十月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十月三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区	間	
	旧別	新
上野原市秋山字奈良山二二七九〇番一地从上野原市秋山字奈良山二二七九〇番一地从先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
	六・八 七・八	八・〇 九・五
	延長 (メートル)	延長 (メートル)
	四・三	四・三

山梨県告示第百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和元年十月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十月三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	上野原丹波 山線	上野原市西原字牛替六七六四 番一四地先から 上野原市西原字牛替六七六五 番四地先まで	七四・六	令和元年十 月三日
----	-------------	---	------	--------------

山梨県告示第六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和元年九月二十五日
- 二 指定道路の位置 中巨摩郡昭和町築地新居字大神八百二十番四
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 十四・八九メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和元年十月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和元年九月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 es p o r t e c l u b e L U G A R
 - 2 代表者の氏名 飯塚亮介
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市御坂町井之上千四百十六番地中村住宅A棟
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、各種スポーツ教室、スポーツクラブ等の企画、運営に関する事業、各種スポーツ大会、イベント等の企画、開催に関する事業等を行い、スポーツの振興とスポーツに携わる人材の育成を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 令和元年九月二十四日から同年十月二十四日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 有限会社あさやま 代表取締役 桑原たえ子 山梨県富士吉田市大明見五丁目二十番十五号 外二届出の概要
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 忍野マーケットタウン 山梨県南都留郡忍野村忍草字高芳千四百五番外
 - 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	北麓市場 山梨県南都留郡忍野村忍草字高芳千四百番三十一外	変更後	忍野マーケットタウン 山梨県南都留郡忍野村忍草字高芳千四百五番外
-----	---------------------------------	-----	-------------------------------------

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	有限会社あさやま 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市大明見四千五百三十一番地 外二者	変更後	有限会社あさやま 代表取締役 桑原たえ子 山梨県富士吉田市大明見五丁目二十番十五号 外二者
-----	--	-----	---

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

変更前	株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一 外一者
変更後	株式会社山梨さえき 代表取締役 桑原孝正 山梨県富士吉田市富士見六丁目十一番二十三号 外一者

- 3 変更の年月日 平成十七年三月二十五日外
三 届出年月日 令和元年九月二十五日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月三日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和元年十月三日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智及び中沼繁紀 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 河口湖ショッピングセンター 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	有限会社フラワーハウスハセガワ 代表取締役 長谷川朝子
変更後	有限会社フラワーハウスハセガワ 代表取締役 長谷川雅也

静岡県御殿場市御殿場千四百五十五番地一号 外二十二者

静岡県御殿場市御殿場千四百五十五番地一号 外二十三者

- 3 変更の年月日 令和元年五月三十日外
三 届出年月日 令和元年九月二十日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月三日まで

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和元年十月三日

一 届出者 山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
有限会社あさやま	山梨県富士吉田市大明見五丁目二十番十五号
代表取締役 桑原たえ子	
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一
代表取締役 捧雄一郎	
株式会社クスリのサンロード	山梨県甲府市後屋町四百五十二番地
代表取締役 樋口俊英	

- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (一) 名称 忍野マーケットタウン
- (二) 所在地 山梨県南都留郡忍野村忍草字高芳千四百五番外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	千九百十平方メートル	二千八百四十五平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 九十五台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百二十八台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 十四台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 十四台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 三百一・四七平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 三百八十一・四七平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 三十一・八二立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 五十・三八立方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 株式会社山梨さえき イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 午後九時四十五分 二 株式会社コメリ イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 午後九時	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 株式会社山梨さえき イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 午後九時四十分 二 株式会社コメリ イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 午後九時 三 株式会社クスのサンロード イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 翌午前零時

乗客が駐車場を利用することができない時間帯	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 駐車場①から③まで イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができない時間帯 午前八時三十分から午後九時五十分まで	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 駐車場①から③まで イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができない時間帯 午前八時三十分から午後十時まで 二 駐車場④ イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができない時間帯 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 五箇所 位置 届出の図面のとおり	数 七箇所 位置 届出の図面のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 荷さばき施設①及び② イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後八時まで	次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 荷さばき施設①から③まで イ 位置 届出の図面のとおり ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで 二 荷さばき施設④ イ 位置 届出の図面のと

おり
口 荷さばきを行うことが
できる時間帯 午前六時
から翌午前二時まで

- 3 変更する年月日 令和二年五月二十六日
- 三 届出年月日 令和元年九月二十五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年二月三日まで

● 土地改良区役員の就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。
令和元年十月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	江間政雄	中央市木原八百番地	令和元年九月二十日

公安委員会

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
令和元年十月三日

- 山梨県警察本部長 原 幸太郎
- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 ログ・運用管理システム 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県警察本部警務部情報管理課

- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年八月二十日
- 四 落札者
- (一) 名称 株式会社J ECC
- (二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 四千二百四十三万二千元
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和元年七月一日

正 誤

○ 令和元年九月十九日（号外第二十四号）公布山梨県告示第九十四号（家畜伝染病の発生）
一 ページ上段終わりから九行目は次のとおりの誤り。

豚コレラ	豚	患者	一	笛吹市	令和元年九月十三日
		疑似患者	三		

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番